

海浜公園(宇堅・安座真)指定管理者公募に係る質問への回答

質問票受付期間: R3年8月20日～10月4日

回答期限: R3年10月11日

No.	対象施設 ①宇堅 ②安座真 ③共通事項	質問票	回答
1	③共通事項	<p>募集要項P15 17県と指定管理者の責任分担及び別表2新型コロナウイルスの影響による、新型インフルエンザ等対策特別措置法における緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合の責任分担はどの項目に当てはまりますか。</p>	<p>募集要項P15 17のただし書きのとおり、新型コロナウイルス感染症拡大に起因するリスク又は疑義が生じた場合は協議事項となる。</p>
2	②安座真	<p>現在確認されている破損箇所(例、コイン式シャワー室のコイン投入機)などは今年度の終わりまでに、県または現指定管理者によって修復がなされるのか？</p>	<p>修繕箇所の対応は、業務区分に基づき、県と現指定管理者と協議しながら、引き続き対応する。</p>
3	③共通事項	<p>委員会による審査における(ア)指定管理業務を遂行出来る財務状況にないと判断された場合とありますが、どの様な状況を持って判断されるのでしょうか？ 基準等あればご教示お願い致します。</p>	<p>財務状況については、まず応募資格要件を満たしているかどうか海岸防災課で確認後、委員会において、審査基準の3(3)財務状況資産等により、事業の継続性・安定性が高いものとなっているかなどが審査される。</p>